

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月7日

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 執行機関の別 | 1:都道府県知事・市区町村等 | ▼ |
| | <input type="radio"/> 知事 | <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 島根県 | |
| 3. 市区町村名 | 浜田市 | |
| 4. 届出番号 | | |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 109-1 | |
| 6. 独自利用事務の対象者 | 重度心身障害者等 | |
| 7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日 | 令和6年7月5日 | |
| 8. 保護評価の実施の有無 | 1. 有 | ▼ |
| 9. 評価書番号 | 10 | |
| 10. 保護評価書の名称 | 福祉医療費助成関係事務 基礎項目評価書 | |
| 11. 保護評価書のURLリンク | https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hi_no=&kk_name=%E6%B5%9C%E7%94%B0%E5%B8%82&ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=11&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=7&opn_date_to_day=11&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2 | |
| 12. 委任関係 | ▼ | |

執行機関名 浜田市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 浜田市福祉医療費助成条例(平成17年浜田市条例第124号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③番号法別表第2の項 | 109 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年浜田市条例第51号)別表第1の1の項 浜田市福祉医療費助成条例(平成17年浜田市条例第124号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条 | 浜田市福祉医療費助成条例第1条及び第2条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | 第1条 この条例は、(福祉医療対象者)に対して医療費を助成することにより福祉医療対象者の(健康の維持と生活の安定を図り、もって福祉医療対象者の福祉の増進に資する)ことを目的とする。第2条 この条例において「福祉医療対象者」とは、浜田市内に居住地を有する者であって次の各号のいずれかに該当するもの(1)65歳以上の者であって、3月以上にわたって常時臥床し、日常生活における基本的動作に他人の介護を必要とし、今後もその状態が継続するものと市長が認めたもの(2)児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下これらを「判定機関」という。)が重度と判定した知的障害児又は知的障害者(3)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)に身体上の障害程度が1級又は2級であるとされている者(4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)に精神上の障害程度が1級であるとされている者(5)判定機関が身体又は精神に相当の障害を有し重度と同程度と判定した知的障害児又は知的障害者(6)身体障害者手帳に身体上の障害程度が3級又は4級であるとされており、かつ、精神障害者保健福祉手帳に精神上の障害程度が2級であるとされている者 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 浜田市福祉医療費助成条例(平成17年浜田市条例第124号)浜田市福祉医療費助成条例施行規則(平成17年浜田市規則第73号) |